



平成 29 年 4 月 20 日

企業主導型保育事業ご担当者様

公益財団法人児童育成協会

## 平成 29 年度企業主導型保育事業における税制上の取扱いについて

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

内閣府から平成 29 年度税制改正の内容についての情報提供がありましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件については、既に各都道府県、指定都市、中核市あてに通知されていますので、手続にあたっては、地方自治体の地方税関係部局や顧問税理士に相談するなどし、適切に運用していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 企業主導型保育事業に対する税制上の所要の措置

##### (1) 固定資産税及び都市計画税関係

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新地方税法」という。）附則第 15 条第 44 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間（以下「補助開始対象期間」という。）に、企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する固定資産（有料で借り受けたものを除く。）に対して課される固定資産税又は都市計画税の課税標準は、補助開始対象期間内に最初に補助を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 5 年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の 2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 から 3 分の 2 の範囲内で市町村の条例で定める割合とされたこと。



## (2) 事業所税関係

新地方税法附則第 33 条第 6 項の規定により、補助開始対象期間に、企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する施設に係る事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助を受けた日（以下「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日から当該補助を受けなくなった日の属する年前の年分までに限り、当該事業所に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、当該企業主導型保育事業の用に供する事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ 4 分の 3 に相当する面積又は金額を控除することとされたこと。

## (3) 学校等給食用の輸入脱脂粉乳に係る関税の取扱いについて

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 13 号）による改正後の関税暫定措置法別表第 1 第 0402・10 号の 2 の(一)及び第 0402・21 号の 2 の(一)並びに別表第 1 の 3 第 0402・10 号の 2 の(一)及び第 0402・21 号の 2 の(一)並びに関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 29 年政令第 127 号）による改正後の関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 45 条第 2 項の規定により、学校等給食用の輸入脱脂粉乳に係る関税を無税（関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号）別表に掲げる数量を超える場合には関税暫定措置法別表第 1 の 3 第 0402・10 号の 2 の(一)及び第 0402・21 号の 2 の(一)に掲げる税率）とする軽減措置の対象として、企業主導型保育事業に係る施設が追加されたこと。

なお、企業主導型保育施設に係る関税の取り扱いの概要、申込手続き等については、おっとお知らせいたします。